

昭和 46 年 12 月

昭和 47 年度の税制改正
に関する答申

税 制 調 査 会

目 次

まえがき

昭和47年度の税制改正に関する答申

一 基本的な考え方	1
1 個人課税	1
2 企業課税	2
二 国 税	3
1 所 得 税	3
2 相 続 税	3
3 法 人 税	4
4 租税特別措置	4
5 航空機燃料税の創設	5
6 そ の 他	6
三 地 方 税	6
1 住 民 稅	6
2 事 業 稅	7
3 電 気 ガ ス 税	7
4 都 市 税 源	7
5 そ の 他	8
四 社会保険診療報酬課税の特例	8

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和46年10月7日、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問を受け発足し、10月には「当面の税制改正に関する答申」を行なつた。
- 2 その後、税制調査会は、昭和47年度の税制改正について検討を進め、12月には臨時小委員会を設け、具体的審議を行なつた。その後臨時小委員会の5回にわたる審議と8回にわたる総会の検討を経て、本年12月27日の第11回総会において「昭和47年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを翌28日、内閣総理大臣に提出した。
本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 47 年度の税制改正に関する答申

昭和 46 年 12 月 28 日

内閣総理大臣 佐 藤 榮 作 殿

税制調査会会长 東 畑 精 一

昭和 47 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

委 員 ○荒 垣 秀 雄	○江 上 フ ジ
岡 村 雅 夫	河 合 良 一
○木 下 和 夫	○黒 川 洋
○河 野 一 之	○小 林 與 三 次
小 山 五 郎	齊 藤 誠
重 枝 琢 己	瀬 川 美 能 留
○高 橋 長 太 郎	○高 橋 衛
竹 内 義 治	武 田 亨
○館 龍 一 郎	○東 畑 精 一
富 沢 輝 雄	○友 末 洋 治
西 沢 権 一 郎	長 谷 川 周 重
林 慶 之 助	檜 山 廣
○福 良 俊 之	堀 越 祯 三
松 尾 金 藏	○松 岡 義 彦
安 恒 良 一	○山 本 進
特別委員 金 子 宏	小 山 路 男
肥 後 和 夫	

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

当調査会は、本年10月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」につき諮問を受けて発足したところであるが、去る8月末の変動相場制への移行のもとで国民負担の軽減と景気の浮揚を図るために、先般、所得税の年内減税について答申した。

本年夏以来動搖を続けてきた国際通貨問題は、このほど多国間調整によりようやく落着をみるに至つた。今後新たな国際経済環境のもとでわが国の社会経済が着実な前進をとげていくためには、租税政策としてどのように対処すべきか、なかんずく高福祉社会の建設、豊かな国民生活の実現などの要請に対して税制はどのように応えるべきかという点については、まさに上記の当調査会に対する諮問事項の中心課題として今後十分に検討されるべきものであるが、当面、昭和47年度の税制改正のあり方について、これらの新たな情勢をもふまえつつ審議を行なつた結果、先般の所得税の年内減税に引き続き住民税、事業税について1,100億円にのぼる一般減税を行なうことを重点として、以下に述べるような改正を行なうことが適當であると認めた。

一 基本的な考え方

1 個人課税

(1) 昭和46年度においては、年度当初の所得税減税に加え、本年秋に1,650億円にのぼる異例の年内減税が行なわれた。これは昭和47年度における減税効果としては2,530億円程度の規模のものとなり、例年の自然増収額に対する減税割合と比較してもこれまでと同程度の減税規模ということができる。

ところで、国際通貨調整が行なわれた現在、わが国が新たな国際経済情勢のもとで、国民福祉の充実といった方向への政策転換が要請されている段階にあり、財政政策の方向としては個人消費の拡大を通じて、豊かな国民生活の実現を図る必要がある。これはまた当面の経済情勢からも、景気浮揚効果が期待されるところである。このような観点からすると、昭和47年度においても、個人課税につき、引き続いてある程度の負担軽減を行なうことが適當であると考える。また今後依然としてかなりの物価の上昇が見込まれ、各種の公共料金の引上げが予想されていることにも留意する必要があろう。

(2) 個人課税には所得税と住民税とがあるが、いずれも同じ納税者の負担となるものである以上、総合的な観点から検討する必要がある。ところで明年度の地方財政は、一般財源の伸び悩みから巨額の財源不足となることが予想されるが、住民税については年内減税が行なわれず、課税最低限がすえおかれていることもあつて当面の個

人課税の一般減税としては、まず住民税をとりあげることが必要である。このような観点から、所要の財源措置については別に政府において考慮されることとして、個人住民税については諸控除の引上げ等により800億円の減税を行なうこととする。

(3) もとより、所得税についても単なる年内減税の平年度化だけでは必ずしも十分とはいえない。しかし、昭和47年度の財政事情をみると、景気の停滞を反映して国税の自然増収は前年度の3分の1程度しか見込まれないところからかなりの財源難となり、1兆9千億円程度の公債発行を行なつて歳出需要をまかなわざるをえない実情にあるとされている。このような観点からすると、昭和47年度においては所得税の一般減税を行なうこととはかなり困難な実情にあるとも考えられる。租税政策としても、全体としての財政事情について全く考慮を払わないということは適当でないであろう。

単に財源難だけでは必ずしも減税を行なわない十分な理由とはなりえない。いわゆる赤字公債の発行に踏み切るかどうかは別としても、歳出面における削減合理化、歳入面における租税特別措置の整理縮減などによつても、ある程度の財源を調達しうる可能性はないとはいえない。

税制自体の観点からすれば、昭和47年度については、政府において、住民税だけでなく所得税についてもその負担軽減のため財源面等で極力努力すべきものと考える。来年度の自然増収がほとんど所得税だけで占められていることにも留意する必要があろう。したがつて、年内減税後の所得税負担の推移につき所得、物価水準等の動向にも注視しつつ慎重に配意するものとし、できるだけ早い機会に負担の軽減を行なうべきものと考える。

2 企 業 課 稅

現在、法人所得の留保分に対する課税については、基本税率35%に加えて5%の付加税率が適用されている。この措置は昭和45年度の税制改正に際しわが国の法人税率が昭和27年以降一貫して引き下げられてきた事情を背景とし、当時の経済活動が長期にわたり、かなりの活況を呈していたことをふまえて、財政需要の増大の要請に応えるべく2年間の臨時措置として実施されたものである。ところで、その後の経済情勢の推移をみると、景気は下降に転じ、それに今回の通貨調整措置が加わつて経済はなお不況回復の過程をたどるには至っていない。このような観点からすると、付加税率はこの際廃止すべきではないかとの考え方もあるが、わが国の現在の法人税の負担

水準が昭和30年代の水準や諸外国の負担率に比べて高いとはいえないこと、社会資本の充実、社会保障制度の拡充などのため財源確保の要請はかなり強いものがあることなどを考えると、現行の負担水準はこれを維持することが適當である。

二 国 税

1 所 得 税

- (1) 昭和47年度においては、さしあたり老人、寡婦等社会的に必ずしも恵まれていない階層を対象とした減税を行なう。すなわち、老人対策等の観点から年齢70歳以上の老年者を扶養する場合には、通常の扶養控除(14万円)に代えて、新たに老年者扶養控除(16万円)を適用することとするほか、寡婦控除の適用範囲の拡大を行なう。
- (2) 個人の事業所得者の税負担のあり方の問題については、ここ数年来検討が続けられてきており、昭和46年度の税制改正においては、青色事業主特別経費準備金制度が創設されるところとなつたのであるが、その後においても引き続きその負担をめぐつて論議が行なわれてきている。この点については、とくに青色事業者について、個人類似の中小法人の税負担との比較等からいわゆる事業主報酬の控除を認めるべきであるとする要望を中心として議論がかわされてきているのであるが、他面、最近においては中小法人の負担軽減を図るべきであるとする要望もみられる。このような問題は一方において法人個人を通ずる企業の税負担のバランスの問題であるとともに、他方において給与所得者の負担との関連からも総合的に検討されるべき側面を有しております、企業課税のあり方に関連する基本的問題の一つでもあるので、さらに慎重に検討すべきものと考える。

2 相 繼 税

相続税については、同世代間の財産移転は非課税とすべきであるとする要望がある。また、その課税最低限や税率は昭和41年以来基本的見直しが行なわれていないことから、課税人員、税額などいずれも年々大幅な増加を示してきており、一般的な負担の軽減が必要ではないかとの意見もみられる。しかしながら、相続税負担の大幅な軽減は所得税減税に関する論議との関連からしても時宜を得たものとはいえない面もある。したがつて、この際は、夫婦間の財産移転に対する課税の問題のみをとりあげることとするが、同一世代間の財産移転のすべてを非課税とするような基本的な変更を行なうことについては問題があり、慎重に検討すべきであるので、今回の改正に

当たつては、一定の限度を設けて夫婦間相続について特別の軽減を行なうことが適當であると考える。

また、相続人が心身障害者である場合には、その特殊の事情を考慮して、相続税の負担を軽減することが適當である。

このような考え方に基づき、昭和47年度においては、次のとおり、配偶者に対する相続税額の特別の軽減措置及び障害者控除の新設を行なうこととする。

(1) 配偶者に対する相続税負担の軽減

配偶者の取得する遺産については、3,000万円まで相続税は課税しないこととし、その適用に当たつては婚姻期間の条件を付する。

なお、現行の配偶者の法定相続分に対応する相続税額までの課税軽減措置もあわせて存続する。

(2) 障害者控除の創設

新たに障害者控除を設け、心身障害者が相続により取得した財産に係る相続税について、70歳までの1年につき1万円（重度の心身障害者については3万円）の税額控除を適用する。

3 法人税

(1) 法人税負担のあり方及び当面の財政事情にかんがみ昭和47年4月末をもつて適用期限の到来する付加税率(5%)をさらに2年間延長する。

(2) 金融機関等の貸倒引当金の繰入れ状況等にかえりみ、その繰入率を引き下げる。

4 租税特別措置

戦後、四半世紀を経た現在、わが国の経済社会情勢の変化は最近とみに著しいものがあり、とくに上述のように今年夏以来の国際通貨問題の展開により、わが国経済は新たな局面を迎つつある。政策的な誘導措置として各方面にわたり講じられてきていく租税特別措置については、こうした情勢をふまえて、基本的な見直しを加えるべき段階にきているものと考えられる。

これまでわが国は産業体质の強化と輸出の振興を政策の重点としてきたところであるが、国際収支の面においてある程度のゆとりをもつて至つた現在、これを契機として国民福祉の充実のために経済資源の配分を再検討しとくに公害、住宅、生活環境、老人問題などの諸施策の推進に少なからぬ努力が払われるべき段階にきているといえよう。こうした面で税制に期待される分野は小さくないと思われる。

また、今回の通貨調整措置はきわめて異例の事態であり、わが国社会経済の各方面にわたりかなりの影響をもたらすものと予想されるところであるが、これらの影響を緩和するためになんらかの形で税制を活用することも考えられてよいであろう。

以上の観点から、昭和47年度においては、租税特別措置のあり方としては、公害対策、技術振興、中小企業対策等の施策の拡充を図るとともに、昭和46年度に引き続き輸出振興税制を大幅に縮減する。

(1) 公害対策

公害問題の緊要性にかんがみ、公害防止準備金制度(仮称)を創設するとともに、公害防止施設の特別償却についてその範囲を拡大する。

(2) 技術開発、情報化の推進

技術開発、情報化の推進に資するため、増加試験研究費の税額控除制度の適用期限を2年間延長するほか、ソフトウェア開発準備金制度(仮称)を創設する。

(3) 中小企業対策

同族会社の留保所得課税について軽減措置を講ずるとともに、中小企業者の体质改善と制度の簡素化のため、適用機械を個別に指定する現行の特別償却制度に代え概括的な特別償却制度を創設する。また、個人事業における青色申告制度普及の一助として、現行の青色事業主特別経費準備金に代え青色申告控除制度を新設する。

(4) 通貨調整に伴う措置

今回の為替レートの変更が企業経理に及ぼす影響にかんがみ、特定の長期外貨建債権、債務についての換算差損の計上につき、税務上特例を認めるなど所要の負担調整措置を講ずる。

(5) 輸出振興税制の縮減合理化

輸出振興税制については、昭和46年度の税制改正において、その縮減合理化について答申したところであるが、その後における国際経済環境の新たな展開に即応するよう輸出割増償却を廃止するなど制度全体にわたり、大幅な整理を行なう。

5 航空機燃料税の創設

空港整備等が緊急を要する現状にかんがみ、航空機燃料用揮発油に対する免税措置の期限の到来に伴い、次により航空機燃料税(仮称)を創設する。

(1) 課税対象は、燈油型ジェット燃料を含め、国際線用を除くすべての航空機燃料とする。

- (2) 税率は、13,000 円/Kl とするが、必要に応じ暫定的軽減税率の設定を考慮する。
- (3) 税収の 13 分の 11 に相当する額は、国の空港整備等の財源に充当することとし、13 分の 2 に相当する額は、空港関連市町村の空港整備事業、航空機騒音対策事業等の経費に充てるため、これらの市町村に譲与する。

6 そ の 他

- (1) 近年における競馬、競輪等ギャンブルに関連する消費の実情等にかえりみ、これらに新規の課税を行なうことが適当と考えられる。ただ、その具体的な課税の方法や、その公営競技に与える影響さらには地方財政との関連などなお見きわめるべき問題が少なくないので、さしあたり昭和 47 年度における新税の創設は見送ることとし、なお引き続き検討を加える。
- (2) その他所要の税制の整備をはかる。

以上の改正による国税の増減収見込額はおよそ次のとおりである。

(平年度、単位億円)

1 老人、寡婦対策		80
2 相続税の軽減		120
3 公害対策		110
4 技術開発、情報化の推進等		260
5 中小企業対策		390
6 通貨調整に伴う措置		170
7 輸出振興税制の縮減	+	640
8 貸倒引当金の改正	+	490
計		0
9 航空機燃料税の創設	+	120
合 計	+	120

三 地 方 税

1 住 民 税

最近における国民生活水準の推移、住民税負担の状況等からみて、住民税の負担の軽減を図る必要があると認められるので、昭和 47 年度においては、次のとおり所得割の課税最低限の引上げ等を行なうものとする。

(1) 基礎控除等の引上げ

昭和46年度所得税改正に伴う給与所得控除の引上げ及び青色事業主特別経費準備金の創設による負担の軽減のほか、所得控除を次のとおり引き上げる。

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	14万円	15万円
配 偶 者 控 除	13万円	14万円
扶 養 控 除	10万円	11万円

(2) 障害者、寡婦控除等の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ10万円(現行9万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を12万円(現行11万円)に引き上げる。また、配偶者がいない世帯の1人目の扶養控除を12万円(現行11万円)に引き上げる。

(3) 障害者、寡婦等の非課税限度の引上げ

障害者、寡婦等の非課税限度を38万円(現行35万円)に引き上げる。

(4) 白色申告者の専従者控除の引上げ

白色申告者の専従者控除の控除限度額を17万円(現行15万円)に引き上げる。

2 事 業 税

個人事業者の税負担の現状にかんがみ、その軽減を図る必要があると認められるので、青色事業主特別経費準備金との関連、専従者控除額の実績等を考慮して、事業主控除を60万円(現行36万円)に引き上げるとともに、白色申告者の専従者控除の控除限度額を17万円(現行15万円)に引き上げる。

3 電 気 ガ ス 税

電気ガス税の負担の軽減を図るため、電気に係る免税点を800円(現行700円)に、ガスに係る免税点を1,600円(現行1,400円)に引き上げる。

4 都 市 税 源

人口、企業等の集中に伴つて増加する財政需要に対処するため、都市税源充実の見地から事務所事業所に対して課する税を創設する必要があると考えるので、課税団体、課税方法等その具体的な内容について、さらに検討を進め、すみやかに実施することが適当である。

5 そ の 他

上記のほか、地方税制について、所要の整備合理化を図る。

上記の地方税の改正による減税額は次のとおりである。

(平年度、単位億円)

1 個人の住民税

(1) 課税最低限の引上げ	766
(2) 障害者、寡婦控除の引上げ等	19
(3) 白色事業専従者控除の引上げ	15
計	800

2 個人の事業税

(1) 事業主控除の引上げ	245
(2) 白色事業専従者控除の引上げ	7
計	252

3 電気ガス税の免税点の引上げ等

合 計	1,122
-----	-------

(注) 上記の計数は、精査の結果、今後異動を生ずることがある。

四 社会保険診療報酬課税の特例

医師の社会保険診療報酬課税の特例については、税負担の公平を阻害する程度が著しいことから、当調査会としても、昭和31年以来実に8回にわたり、その是正につき答申を提出しているところであるが、その後なんらの改善措置も講じられてきていない実情にかえりみ、この問題については当調査会として独自に立ち入った検討を進め、具体的な是正措置について考察を加えることが必要であると考えられる。このような見地から、今後、来春早々にも特別の部会を設けて検討作業に着手することとし、その結論を得たうえで政府に対し改善のための現実的具体の方策を答申するものとする。

(大藏省印刷局製造)